

**平成21年度 第2回 広島市公共事業（建設関係局所管）評価監視委員会
再評価審議対象事業一覧表**

事業種別	事業名	事業区分	事業箇所	事業期間 ※1	再評価理由※2	一定期間が経過した理由等
土地区画整理事業外	段原東部地区の再開発 （土地区画整理事業 住宅市街地総合整備事業）	国庫補助事業	南区段原山崎町、段原山崎一丁目、段原山崎二丁目、段原山崎三丁目、段原日出一丁目及び段原日出二丁目の全部並びに段原日出町、上東雲町、東雲本町一丁目、霞一丁目、段原南二丁目、段原三丁目及び段原四丁目の各一部 （住宅市街地総合整備事業は、上記に元広島県警察学校敷地を加えた区域）	平成7年度～平成25年度	④	平成16年度再評価時点の事業期間に基づき、計画的に事業を実施しており、平成25年度の事業完了を目指しているため。
河川事業	二級河川瀬野川河川環境整備事業	国庫補助事業	安芸区中野一丁目～安芸区中野五丁目	平成2年度～平成25年度	④ [注1]	厳しい財政状況により進度を調整したため。
道路事業	一般県道伴広島線	国庫補助事業	佐伯区五月が丘一丁目～西区己斐上三丁目	平成12年度～平成30年代前半	②	地元調整に不測の日時を要したため。
	一般県道勝木安古市線（勝木工区）	単独事業	安佐北区可部町勝木行森～安佐北区可部町勝木大野	昭和60年度～平成20年代半ば	④	厳しい財政状況により進度を調整したため。
	一般県道温品二葉の里線（広島高速5号線の関連公共事業）	国庫補助事業	東区温品一丁目～東区中山西二丁目	平成12年度～平成24年度	②	用地交渉に時間を要しているため。高速5号線のトンネル建設に対して周辺住民から不安と反対の声が挙がり、その調整に時間を要しているため。
参考：広島高速道路事業評価監視委員会再評価審議対象事業（広島市と合同開催）						
都市高速道路事業	広島高速5号線	都市高速道路事業	広島市東区温品町～広島市東区二葉の里三丁目	平成12年度～平成24年度	②	用地交渉に時間を要しているため。高速5号線のトンネル建設に対して周辺住民から不安と反対の声が挙がり、その調整に時間を要しているため。

※1 事業期間とは、事業費が予算化された年度から完成予定年度までとする。

※2 ①：事業が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業

②：事業が予算化された後、10年間を経過した時点で継続中の事業

③：事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業（大規模な国庫補助事業に限る。）

④：再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業

[注1]：河川事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更が行われた場合には、再評価の手続きが行われたものとしてこれに代えるものとする。

⑤：市長が特に必要と認める事業